

○学校法人谷岡学園公益通報に関する規程

平成23年11月29日

最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人谷岡学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の社会的信頼の維持及び健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 公益通報等 法令違反行為に関する通報及び相談をいう。
- (2) 教職員等 次のアからウの者をいう。
 - ア 学園と雇用関係にある教職員又は第6条の公益通報等の日前1年以内に教職員であった者
 - イ 学園の役員
 - ウ 学園への派遣労働者、学園と第三者との契約に基づき、学園においてその業務を遂行する労働者又は第6条の公益通報等の日前1年以内に労働者であった者
- (3) 学生等 学園の学生、科目等履修生、委託生及び研究生をいう。
- (4) 保護者 学園が設置する学校に在籍する生徒及び園児の保護者をいう。
- (5) 公益通報者 前3号に該当する者であって、次条の窓口で公益通報等を行った者をいう。
- (6) 公益通報関係者 被公益通報者、調査協力者及びその他公益通報者以外の公益通報等に関与した者をいう。
- (7) 公益通報関連情報 公益通報者の情報、公益通報等の内容、調査の進捗状況、調査の結果、その他公益通報に関する情報をいう。
- (8) 調査担当者 公益通報等の事案に関し、調査を担当する者をいう。

(窓口)

第3条 学園は、公益通報等を受付ける内部及び外部における窓口を次の各号のとおり設置する。ただし、学内諸規程において、通報又は相談先が別に定められた場合を除く。

- (1) 内部窓口 監査室
- (2) 外部窓口 学園が指定する法律事務所

(不正目的の通報)

第4条 公益通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する目的で通報してはならない。

2 学園は、前項の通報を行った教職員等、学生等及び保護者に対しては、相当の措置を講ずるものとする。

(公益通報等の受付け)

第5条 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ等の書面、電話及び面談で行うことができる。

2 監査室は、公益通報者に対し、速やかに通報を受付けた旨を電子メール等で通知するものとする。ただし、法令違反行為の事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りで

はない。

(公益通報等への対応)

第6条 監査室は、受付けた公益通報等に対し、その内容の真偽、法令違反行為に該当するかどうか等について事実確認を行い、公益通報等が信ずるに足りる相当の理由を認め、かつ、法令違反行為に該当する場合に受理するものとする。

(調査の実施)

第7条 監査室は、受理した公益通報等について、書類調査、実地調査、聴き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

2 理事長は、公益通報等の事案に関する事実関係を調査するために委員会を設置することができる。

3 調査対象部署及び調査対象者は、公益通報等の事案に関して監査室が行う事実関係の調査に際して、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 公益通報等の事案に関連する部署及び教職員等は、事実関係の調査に際して監査室から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(守秘義務)

第8条 公益通報関係者は、公益通報関連情報について、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。なお、当該公益通報等の事案が終了した後も同様とする。ただし、次の各号により開示する場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づき開示する場合

(2) 調査又は是正措置を実施するため、やむを得ず公益通報関連情報を開示する必要があると監査室長が判断した場合

2 公益通報関係者は、正当な理由なく、公益通報者等の探索を行ってはならない。

3 学園と雇用関係にある教職員が、前2項に違反した場合は、就業規則等に従って厳正に処分する。

(報告)

第9条 監査室長は、公益通報等の事案処理に当たっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況を適宜理事長に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第10条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(公益通報者等の保護)

第11条 公益通報者及び公益通報関係者に対して、公益通報等を行ったこと又は調査に協力したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 学園と雇用関係にある教職員が、公益通報者及び公益通報関係者に対して、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合は、就業規則等に従って厳正に処分する。

(専門的事項)

第12条 監査室は、受理した公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第13条 調査担当者及び委員会委員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署及び調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

2 調査担当者及び委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号に定める事項を遵守しなければならない。

3 調査担当者は、自らが関係する公益通報等の事案処理に関与してはならない。

(事務所管)

第14条 この規程に関する事務の所管は、監査室とする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。